

一般競争入札実施要領

平成15年4月1日
総務部財政課
県土整備部技術企画課

(趣旨)

第1 この要領は、県が発注する建設工事において実施する一般競争入札の手続について、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「財務規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号。以下「特定役務調達規則」という。）及び宮崎県建設工事等電子入札実施要領（平成17年12月1日定め。以下「電子入札要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、「一般競争入札」とは、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する総務大臣が定める額以上の建設工事に係る契約を締結するために実施する入札方法をいう。

(入札参加資格)

第3 入札に参加する者（共同企業体で参加する場合における当該共同企業体の構成員を含む。）に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「入札参加資格要綱」という。）第7条に規定する入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、入札参加資格要綱第10条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、(2)に掲げる一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

(7) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）と会社法第2条第3号に規定する子会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。

(9) 建設工事に係る設計業務等の受託者でないこと及び次に掲げる事項に該当する者でないこと。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

2 前項に規定するもののほか、建設工事ごとに、次の各号に規定する事項を入札参加資格として定めることができる。ただし、事業所の所在地に関する事項は定めることができない。

(1) 入札参加資格要綱第7条第2項に規定する等級区分に関する事項

(2) 同種又は類似の工事の実績に関する事項

(3) 建設工事に必要と認められる技術者に関する事項

(4) その他入札参加資格として必要と認められる事項

3 J V又は事業協同組合として入札に参加する場合には、その構成員又は組合員である者は当該入札に参加することができない。

(入札参加資格の決定)

第4 入札参加資格は、入札参加資格要綱第13条に規定する入札参加資格審査会の審査を経て、知事が決定する。

2 前項の審査を受けようとするときは、条件付一般競争入札実施要領(平成19年4月1日定め)第22第2項の規定により部局に設置された技術審査会の審査を経て、一般競争入札参加資格調書(別記様式第1号)を全庁審査会に提出する。

(入札の公告)

- 第5 入札公告は、県公報及び宮崎県公共事業情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載することにより行うものとする。
- 2 前項の公告は、開札日の前日から起算して40日前（当該日数には宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日は含まない。以下日数の規定において同じ。）までに行うものとする。ただし、特定役務調達規則に定める範囲において短縮することができる。
- 3 第1項の公告は、特定役務調達規則第5条及び第8条の定めるところによる。

(入札説明書等の交付)

- 第6 対象工事の発注機関（以下「発注機関」という。）においては、入札に参加しようとする者のうち申請する者に対して次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を交付するものとする。
- (1) 入札公告の写し
- (2) 特記仕様書
- (3) その他業務の内容を把握するために必要と認められる設計書及び工事図面等の資料（以下「設計図書等」という。）
- 2 入札説明書等は、公告日から開札日の前日まで交付するものとする。
- 3 入札説明書等の交付にあつては実費相当額を徴収できるものとし、実費相当額を徴収する場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札説明書等に関する質問及び回答)

- 第7 入札説明書等に関する質問は、公告日から開札日の前日から起算して10日前の日まで発注機関において電子メールで受け付けるものとする。
- 2 質問に対する回答は、入札情報サービスに速やかに掲載することにより行うものとする。

(入札参加手続)

- 第8 入札に参加しようとする者は、電子入札要領第8条第1項に規定する入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。
- (1) 同種工事施工実績調書（別記様式第2号）
- (2) 監理技術者の資格・工事経験調書（別記様式第3号）
- (3) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- (4) 経営事項審査結果通知書の写し
- (5) その他入札参加資格を確認するため公告において提出を求める資料
- 2 入札書を書面により提出すること（以下「紙入札」という。）を希望する者は、前項に規定する申請書に代えて入札参加資格確認申請書（別記様式第4号）を持参又は郵送（書留郵便に限る。以下同じ）により提出するものとする。

- 3 特定建設工事共同企業体により入札に参加しようとする者は、宮崎県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成6年10月1日定め）第10条第2項に定める書類を第1項の申請書提出の際に提出するものとする。この場合において、同要領同項(4)及び(5)については、第1項(1)及び(2)をもって代えることができる。
- 4 確認資料については、発注機関に持参又は郵送することにより提出するものとする。
- 5 申請書及び確認資料(以下「申請書等」という。)は、入札公告に定める日までに提出(郵送にあっては、発注機関に到達しているものに限る。以下同じ)しなければならない。
- 6 申請書等を前項に規定する日(以下「提出期限日」という。)までに提出しない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- 7 提出期限日以降における申請書等の修正及び再提出は認めないものとする。

(費用の負担等)

第9 申請書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- 2 提出された申請書等は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。
- 3 提出された申請書等は、返却しない。

(入札参加資格の確認)

第10 発注機関の長は、提出期限日の翌日から起算して10日以内に入札参加資格の確認を行うものとする。

- 2 発注機関の長は、入札参加資格を確認したときは、当該確認結果を電子入札要領第8条第3項に規定する入札参加資格確認結果通知書(紙入札参加者に対しては、入札参加資格確認結果通知書(別記様式第5号。以下「確認通知書」という。))により通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、入札参加資格のうち要件を満たさない項目及び要件を満たさない理由を通知するとともに、当該理由についての説明を求めることができる旨を教示するものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第11 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、宮崎県が発注する建設工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領(平成15年8月1日定め。以下「苦情処理要領」という。)に定めるところにより、当該通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に、発注機関の長に対して一次(二次)苦情申立書(苦情処理要領別記様式第1号。以下「申立書」という。)により入札参加資格がないとされた理由の説明を求めることができる。

- 2 発注機関の長は、前項の説明を求める申立書を受理したときは、当該申立書を受理した日の翌日から起算して5日以内に、当該説明を求めた者に対して苦情処理要領に定めるところにより回答するものとする。
- 3 前項の回答に当たり、入札参加資格があると認める場合には、第4の規定により当該入札に係る入札参加資格を審査した入札参加資格審査会を経て、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、入札参加資格があると認める確認通知書により回答するものとする。

(入札保証金)

- 第12 入札保証金は納付させるものとする。ただし、財務規則第100条第2項第1号又は第2号に該当すると認められるときは免除することができる。
- 2 前項の事項は、入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

(入札書の提出)

- 第13 入札書は、宮崎県建設工事等電子入札システムにより提出するものとする。ただし、第8第2項に規定する申請書を提出した者にあつては、開札日の前日から起算して9日前から開札日の前日の午後5時までに、持参又は郵送により提出するものとする。
- 2 入札書を持参又は郵送する者にあつては、当該入札書を封書にして提出する。なお郵送する者にあつては封書にしたものを郵送するものとする。
- 3 紙入札参加者は、入札書提出時に確認通知書の写しを併せて提出するものとする。なお郵送により入札書を提出する場合は、封書にした入札書と確認通知書の写しを同封するものとする。
- 4 発注機関の長は、電子入札要領第15条第1項に規定する登録を行うに当たっては、確認通知書の写しにより入札参加資格を確認するものとする。

(工事費内訳書)

- 第14 入札参加者は、入札書提出時に工事費内訳書を提出するものとする。なお紙入札参加者にあつては、工事費内訳書を入札書に同封するものとする。

(落札者の決定)

- 第15 開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者が調査基準価格を下回る価格により入札した者(以下「低価格入札者」という。)であるときは、別に定めるところにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについての調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うものとする。
- 2 落札者となるべき者に対する低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内で当該落札者となるべき者の次に最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者が低価格入札者であるときは、低入札価格調査を行うものとする。
- 3 入札説明書においては、調査基準価格が設定されていることを明らかにするものとする。
- 4 第1項本文の最低価格で入札した者が二者以上いる場合においては、電子入札要領第19条に規定するくじにより落札者を決定する。ただし、この場合においても、第1項ただし書の規定を適用する
- 5 発注機関の長は、落札者を決定した場合にあつては電子入札要領第18条に規定する落札決定通知書又は書面により通知するものとする。

(入札の無効)

第16 規則第125条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) この要領及び入札公告の規定に違反した者のした入札
- (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (4) 工事費内訳書を提出していない者又は工事費内訳書に不備がある者のした入札

(仮契約の締結)

第17 第15の規定により落札者を決定したときは、この契約の締結に係る宮崎県議会の議決を経た上で、本契約とする旨の仮契約を締結するものとし、その旨を入札公告において明らかにしておくものとする。

(入札結果の公表等)

第18 落札者を決定したときには、特定役務調達規則第14条に定めるところにより、落札者等を県公報により公示するものとする。

2 入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項を別に定めるところにより公表するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。